



# 長野県報

8月25日(月)  
平成15年  
(2003年)  
第1485号

## 目次

### 規則

更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則（市町村課まちづくり支援室）..... 1

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（総務課）..... 3

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程（ガス課）..... 4

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程（水道課）..... 4

### 告示

平成15年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政システム改革チーム）..... 5

長野県漁業改善資金貸付規程の一部改正（農政課）..... 5

漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正（農政課）..... 5

長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱の一部改正（農政課）..... 5

長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱の一部改正（農政課）..... 5

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱の一部改正（農政課）..... 5

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱の一部改正（農政課）..... 5

長野県収入証紙条例に基づく売りさばき人の指定の取消し（会計課）..... 5

長野県収入証紙条例に基づく売りさばき人の指定（会計課）..... 6

### 公告

長野県公債の償還（財政改革チーム）..... 6

土地改良事業の施行についての同意（2件）（土地改良課）..... 6

土地改良事業の工事の完了（土地改良課）..... 7

土地改良事業の工事完了の届出（土地改良課）..... 7

土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）..... 7

土地改良区の役員の就退任の届出（土地改良課）..... 7

国土調査法に基づく成果の認証（農村整備課）..... 8

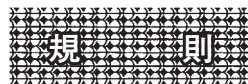
長野県都市計画公聴会の開催（都市計画課）..... 8

長野県景観条例に基づく景観形成住民協定の認定（建築管理課）..... 8

地方自治法に基づく平成14年度財政的支援団体等の監査の結果に基づき講じた措置についての長野県知事からの通知（監査委員事務局）..... 9

### 訓令

長野県文書規程の一部改正（文書学事課）.....10



更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成15年 8月25日

長野県知事 田中 康夫

#### 長野県規則第46号

更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

（消費生活協同組合法施行細則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「更埴市」を「千曲市」に改める。

- (1) 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号)第6条第1項
- (2) 家畜商法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和24年長野県規則第96号)本則
- (3) 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)第16条第1項
- (4) 通訳案内業法施行細則(昭和26年長野県規則第11号)第3条
- (5) 牧野法施行細則(昭和26年長野県規則第76号)第5条
- (6) 社会福祉法施行細則(昭和26年長野県規則第77号)第7条
- (7) 森林病害虫等防除法施行細則(昭和27年長野県規則第96号)第9条
- (8) 養ほう振興法施行細則(昭和31年長野県規則第8号)第4条
- (9) 長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和31年長野県規則第31号)第2条第1項
- (10) 家畜取引法施行細則(昭和31年長野県規則第41号)第5条
- (11) 長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則(昭和31年長野県規則第47号)第12条
- (12) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)第9条第1号
- (13) 森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)第19条
- (14) 身体障害者福祉法施行細則(昭和35年長野県規則第34号)第12条第2項
- (15) 消防法施行細則(昭和35年長野県規則第44号)第6条
- (16) 養鶏振興法施行細則(昭和35年長野県規則第62号)第3条
- (17) 知的障害者福祉法施行細則(昭和37年長野県規則第4号)第5条
- (18) 農業協同組合法施行細則(昭和37年長野県規則第45号)第22条
- (19) 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)第11条
- (20) 水産業協同組合検査規則(昭和39年長野県規則第97号)第10条
- (21) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項及び第10条
- (22) 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)第33条
- (23) 児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)第23条第2項
- (24) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則(昭和42年長野県規則第39号)第4条
- (25) 行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則(昭和43年長野県規則第21号)第4条
- (26) 農業協同組合検査規則(昭和44年長野県規則第8号)第13条
- (27) 土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号)第35条
- (28) 林業種苗法施行細則(昭和46年長野県規則第1号)第6条
- (29) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号)第13条第1項
- (30) 地方卸売市場等に関する条例施行規則(昭和46年長野県規則第79号)第19条
- (31) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)第8条
- (32) 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)第29条第2項
- (33) 建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)第19条
- (34) 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)第15条
- (35) 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)第47条
- (36) 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号)第3条第1項及び第5条
- (37) 家畜改良増殖法施行細則(昭和58年長野県規則第43号)第5条
- (38) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)第3条第1項及び第12条
- (39) 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第3条第1項
- (40) 長野県景観条例施行規則(平成4年長野県規則第41号)第12条
- (41) 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)第10条
- (42) 生活保護法施行細則(平成8年長野県規則第7号)第10条
- (43) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第6条第1項

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(12)のア、同(84)及び同6の(8)中「更埴市」を「千曲市」に改め、同36の(21)中「更埴庁舎」を「千曲庁舎」に、「長野県更埴建設事務所長」を「長野県千曲建設事務所長」に改める。

別表第8の2の(13)中「更埴市」を「千曲市」に改める。

(財務規則の一部改正)

第3条 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8中「更埴建設事務所」を「千曲建設事務所」に改め、同表の13中「更埴警察署」を「千曲警察署」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第4条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第119条の3の表中「埴科郡戸倉町」を「千曲市」に改める。

別表第7の長野県中央児童相談所の項、別表第9の長野県北信労政事務所の項及び別表第12の長野県長野保健所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第12の2の長野県長野保健所更埴支所の項を次のように改める。

長野県長野保健所千曲支所	千曲市	埴科郡	千曲市
--------------	-----	-----	-----

別表第15の長野県長野食肉衛生検査所の項、別表第16の長野県長野消費生活センターの項及び別表第19の長野県長野農業改良普及センターの項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第20の長野県長野農業改良普及センター更埴支所の項を次のように改める。

長野県長野農業改良普及センター千曲支所	千曲市	埴科郡	千曲市
---------------------	-----	-----	-----

別表第24の長野県長野家畜保健衛生所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第28の長野県更埴建設事務所の項を次のように改める。

長野県千曲建設事務所	千曲市	千曲市	埴科郡
------------	-----	-----	-----

別表第28の長野県長野建設事務所の項中「のうち大岡村」を削る。

別表第30の長野県土尻川砂防事務所の項中「のうち大岡村」を削る。

(県営住宅等の管理に関する規則の一部改正)

第5条 県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第25条中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第1の1中

高ヶ原団地	稲荷山団地	更	埴	市
泉団地	白山団地	大塚団地	伊勢林団地	佐久市

を

泉団地	白山団地	大塚団地	伊勢林団地	佐久市
高ヶ原団地	稲荷山団地	黒彦団地		千曲市

に、

黒彦団地	埴科郡戸倉町
松川団地	上高井郡小布施町

を

松川団地	上高井郡小布施町
------	----------

に改める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年8月25日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

**長野県公営企業管理規程第6号**

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第4の篠ノ井ガス管理事務所の項中「更埴市 更級郡上山田町 埴科郡戸倉町」を「千曲市」に改める。

別表第5の篠ノ井ガス管理事務所の項を次のように改める。

篠ノ井ガス管理事務所	千曲支所	千曲市	千曲市
------------	------	-----	-----

別表第6の上田水道管理事務所の項中「更級郡上山田町 埴科郡坂城町 同戸倉町」を「千曲市のうち旧更級郡上山田町及び旧埴科郡戸倉町の区域 埴科郡坂城町」に改め、同表の川中島水道管理事務所の項中「更埴市」を「千曲市のうち旧更埴市の区域」に改め、同表に備考として次のように加える。

(備考) 旧更級郡上山田町、旧埴科郡戸倉町及び旧更埴市の区域は、平成15年8月31日における各市町の区域をいう。

附 則

この管理規程は、平成15年9月1日から施行する。

総務課

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年8月25日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第7号

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

長野県ガス供給条例施行規程(昭和46年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の更埴市の項を削り、同表の佐久市の項の次に次のように加える。

千曲市	大字稲荷山(東日本旅客鉄道篠ノ井線以西を除く。) 大字野高場 大字八幡(東日本旅客鉄道篠ノ井線以西を除く。) 大字屋代 大字粟佐 大字鋳物師屋 大字打沢 大字小島 大字桜堂 大字寂蒔(字西王子、字法正寺、字舟山、字屋敷前、字東王子、字八幡新田、字上王子、字天木下、字高札前、字野杭、字越上り、字土腐尻、字小土腐、字大土腐、字高河原、字行人塚、字中島、字西町頭、字伊勢宮、字東町頭、字入淀及び字清水に限る。) 大字杭瀬下 大字新田 上山田温泉一丁目 上山田温泉二丁目 上山田温泉三丁目 上山田温泉四丁目 大字上山田(字大窪、字扇平、字鎌田原、字大鹿、字道平及び字滝ノ入を除く。) 大字戸倉 大字戸倉温泉 大字若宮 大字上徳間 大字羽尾(字下吉野、字中吉野、字浦吉野及び字二子塚に限る。)
-----	--

別表第1の更級郡上山田町の項及び埴科郡戸倉町の項を削る。

附 則

この管理規程は、平成15年9月1日から施行する。

ガス課

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成15年8月25日

長野県公営企業管理者 古林弘充

長野県公営企業管理規程第8号

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野市の項中「川中島町原」を「川中島町今井原 川中島町原」に、「稲里一丁目 稲里町中氷鉋」を「三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 三本柳東一丁目 三本柳東二丁目 三本柳東三丁目 稲里一丁目 稲里町中氷鉋 稲里町中央一丁目 稲里町中央二丁目 稲里町中央三丁目 稲里町中央四丁目」に改め、同表の更埴市の項及び上山田町の項を次のように改める。

千曲市	大字稲荷山の一部 大字野高場 大字屋代の一部 大字粟佐 大字森の一部 大字雨宮の一部 大字生萱の一部 大字土口の一部 大字倉科の一部 大字寂蒔の一部 大字鋳物師屋 大字打沢の一部 大字小島の一部 大字桜堂の一部 大字杭瀬下 大字新田 大字中 上山田温泉一丁目 上山田温泉二丁目 上山田温泉三丁目 上山田温泉四丁目 大字上山田の一部 大字新山の一部 大字力石の一部 大字磯部の一部 大字戸倉の一部 大字戸倉温泉 大字羽尾の一部 大字須坂 大字若宮の一部 大字小船山 大字内川 大字千本柳 大字上徳間
-----	--

別表第1中「坂城町」を「埴科郡坂城町」に改め、同表の戸倉町の項を削る。

附 則

この管理規程は、平成15年9月1日から施行する。ただし、別表第1の長野市の項の改正規定は、公布の日から施行する。

水道課